

「竹島の日を定める条例」提案理由（説明）

本日提案しました、議員提出第1号議案「竹島の日を定める条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土であることは明白であります。しかしながら、大韓民国は半世紀にもわたって同島を不法占拠し続け、これまで接岸施設の設置や国立公園指定の検討など、実効支配の動きを強化してきました。

竹島の領土権確立のためには、国民世論の啓発が不可欠であり、そのために、当議会では、「竹島の日」を制定するよう、国に対して意見書を提出してきたところでありますが、国におかれては、いまだ制定の動きが見られません。

このため、国で制定されるまでの間、本県において、毎年2月22日を「竹島の日」とし、この日を中心としてこの問題に対する県民と国民の理解と関心を更に深める取り組みを行い、全国的に竹島領土権確立運動の一層の推進を図り、もって領土権の確立に資することとしたいと考えます。

2月22日は、1905年（明治38年）1月28日の閣議における「同島を正式に竹島と命名し、島根県隠岐島司の所管とする決定」に基づいて、島根県知事が島根県告示第40号をもって、隠岐島司の所管とする旨を公示した日であります。

本年は、時あたかも、公示の日から100周年の節目の年にあたることから、さらなる運動展開を図るため、ここに本条例を提案するものであります。

なにとぞ慎重な御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。